

指定医各位

視覚障害の認定基準の改正により、平成30年7月1日以降に診断書を作成する場合には、新様式をお使いいただきますようお願いいたします。

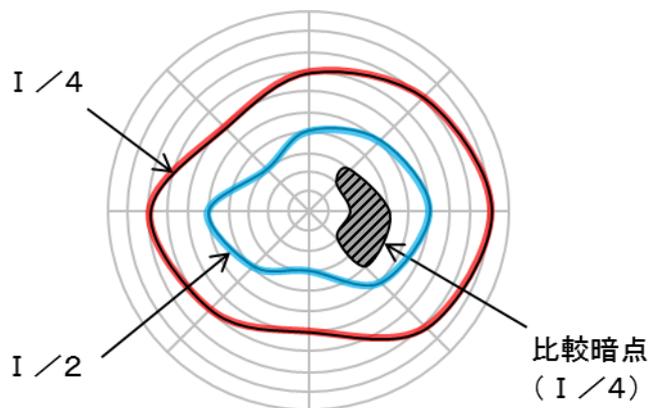
また、7月1日以降、視野障害の認定には、視野図を診断書に添付することが必須となります。

その際には、以下の点にご留意ください。

【ゴールドマン型視野計による場合】

どのイソプタがI/4視標によるものか、I/2視標によるものか、明確に区別できるように記載すること。

例：I/4のイソプタを赤色、I/2のイソプタを青色でなぞった上、それぞれの線をI/4、I/2と指し示す



※暗点がある場合は、差し引いた暗点の島を黒で囲み、視標サイズを明記してください。

【自動視野計による場合】

カウントした中心視野視認点（10-2 プログラムで感度が 26 dB 以上の測定点）を○で囲むこと。

				22		19							
				22	24	24		23	21	19			
				21	23	25	25	26	24	24	22		
				25	26	26	28	27	26	25	24		
				26	31	33	35	38	37	36	32	28	28
				25	27	29	34	36	38	34	30	28	26
				25	25	27	28	29	27	25	24		
				23	24	26	27	27	26	25	25		
				22	24	25	26	26	26	25			
				20									

お問い合わせ先：熊本市障がい者福祉相談所 電話 096-362-6500